

4. 児童福祉法サービス体系表(概要)

サービス体系等	分類	備考 ＜対象利用者・概要等＞	
障害児支援給付	児童発達支援	通所系	乳幼児健診等で集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児や、肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児
	放課後等デイサービス	通所系	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
	居宅訪問型児童発達支援	訪問系	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児 ※ 重度の障害の状態その他これに準ずる状態 ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 ② 重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態
	保育所等訪問支援	訪問系	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
	福祉型障害児入所施設	入所系	施設に入所し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を受ける障害児
	医療型障害児入所施設	入所系	施設に入所又は指定発達支援医療機関に入院し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を受ける障害児
相談支援給付	障害児相談支援	-	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者 ・継続障害児支援利用援助 指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

具体的な各事業所情報については、独立行政法人福祉医療機構のWAMNET障害福祉サービス等情報検索 (<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>)をご参照ください。